

青森公立大学自己評価委員会規程

平成21年4月1日

規程第20号

改正 平成23年 3月規程第 6号

改正 平成27年 3月規程第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学（以下「本学」という。）自己評価委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本学の教育及び研究事業活動の改革及び改善を不断に行うため、自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、本学の教育・研究、経営・管理・事務、施設・設備、財政等すべてにわたって調査及び検討する自己評価に関する事項を審議及び決定し、並びに実施するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 図書館長
- (5) 地域連携センター長
- (6) 事務局長
- (7) 学長が指名した専任教員若干名

(任期)

第5条 前条第7号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長をこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもつ

て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第8条 自己評価に関する調査及び検討を円滑に進めるため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の構成員は、学長が指名する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局総務企画グループが行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第6号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。